

東京都子供・若者支援協議会
代表者会議

平成 30 年 2 月 16 日（金）

都庁第一本庁舎北塔 42 階
特別会議室 B

午後 2 時 01 分開会

○西村若年者対策担当課長 お待たせしました。それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきます。

ただいまから東京都子供・若者支援協議会代表者会議を開催いたします。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の進行を務めます、事務局の東京都青少年・治安対策本部若年者対策担当課長の西村と申します。よろしくお願いたします。

それでは、失礼しまして、着席して説明させていただきます。

本日の会議につきましては、東京都の附属機関ということで、原則公開ということが附属機関等設置運営要綱に規定されております。そのため、本日の会議は原則公開とさせていただきます。議事録につきましても同様の扱いとなりますので、ご承知おきください。

なお、議事録につきましては、本協議会終了後、公開する予定でございます。

続きまして、本日の資料の確認でございます。お手元をご覧くださいと思いますが、次第の後が、資料の 1 として出席者名簿、資料 2 が協議会の設置要綱です。資料 3 が各会議の位置づけとなっており、資料 4 が、私ども青少年・治安対策本部における取り組みとなっております。チラシも 1 枚ついております。資料 5 としまして、東京都ひきこもりサポートネットの具体的な相談事例ということになります。資料 6 としまして、東京都若者総合相談センター「若ナビα」の具体的な相談事例となっております。資料 7 としまして、本日ご発表いただきます調布市の資料を配付させていただいております。最後に資料 8 が再犯防止計画となっております。

それ以外に参考資料といたしまして発達障害者支援について、ワークスタート事業の関係のチラシ、日本子どもソーシャルワーク協会のパンフレット、T O K Y O チャレンジネットのパンフレット、青少年自立援助センターのパンフレット、私どもが事業としてやっております東京都若者総合相談センター「若ナビα」と東京都ひきこもりサポートネットのリーフレットも配付しております。不足等ございましたら、事務局にお申しつけください。よろしくお願いたします。

それでは、会議の冒頭に当たりまして、当協議会の会長であります東京都青少年・治安対策本部青少年対策担当部長の井上よりご挨拶申し上げます。

○井上青少年対策担当部長（会長） 皆様、こんにちは。本日のこの協議会の会長を務めさせ

ていただきます、青少年・治安対策本部の井上です。どうぞよろしくお願いいたします。

皆様におかれましては、日頃より私どもの青少年施策にご理解、ご協力いただきまして、誠にありがとうございます。また、本日はお忙しい中お集まりをいただきまして、重ねて御礼申し上げます。ありがとうございます。

この東京都子供・若者支援協議会につきましては、ひきこもり、非行少年、不登校、若年未業者、いわゆるニートといったような社会的自立に困難を有する子供・若者をどのように支援していくかということにつきまして、各分野の関係機関、関係団体の方々にお集まりいただき、情報を共有しながら連携強化を図っていくという形で設置されたものでございます。また、今年度につきましては、本協議会の下に連絡調整部会という実務者レベルの分科会を設置しまして、先週、この会議についても開催をさせていただきました。この会議での事例を踏まえまして開催するという、初めての協議会になる次第でございます。

この社会的自立に困難を有する子供・若者への支援につきましては、非常に大きな課題になっていると認識しておりまして、私どもが所管しております青少年問題協議会若者支援部会におきましてもこのテーマにつきまして、今現在、議論をしているところでございます。その中で非常に多くの方々が発言していらっしゃるのが、「連携」、特にその部会の中では「スクラム連携」という言葉が使われて議論がされているというところがございます。これから、また意見を深めていく状況になりますが、その心はと言いますと、単に連携ではなくて、切れ目がないように重層的に、一人の若者に関していろいろな課題を抱えているという状況があった時にそれぞれの関係機関が繋がっていることで、支援が必要な若者の立場に立って漏れがないような連携をしていくことが必要だという趣旨で今議論がされている状況でございます。そういう意味で、その悩みを抱えた若者が将来、社会を支える貴重な人材として活躍してもらうためには、悩みを抱えた時点において、関係機関が連携しながら支援をしていくことが、非常に不可欠であり大切なのではないかと思っている次第でございます。つきましては、そのような観点から、今日もキーワードにしますと「連携」という言葉になろうかと思うのですが、関係機関が連携しながらどうやって、その子供・若者を支えていくのかという観点で忌憚のないご議論をいただければと思っています。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○西村若年者対策担当課長 ありがとうございます。

本日の出席者につきましては、資料1の出席者名簿のとおりとなっております。ご紹介に

つきましては、この名簿と座席表の配付をもって代えさせていただければと思います。

続きまして、要綱改正等の説明をさせていただければと思います。

資料2として設置要綱を配らせていただいておりますけれども、東京都子供・若者支援協議会につきましては、社会的自立に困難を有する若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的に設置されております。

続きまして、資料3をご覧いただきたいのですが、東京都子供・若者支援協議会の位置づけになっております。協議会につきましては、今年度、構成員の見直しを行っておりまして、区市町村との連携を強化するため、今回から区長会と市長会の代表、地域で行政機関と連携して活動していらっしゃいます民生児童委員連合会に構成員として加わっていただいております。

先ほどの名簿にもございましたが、特別区の区長会の代表として、荒川区の青山部長にご出席いただいております。市長会の代表としましては、調布市の田中部長にご出席いただいております。民生児童委員連合会からは芝辻常務委員にご出席いただいております。よろしくお願いたします。

本日の協議会ですが、この協議会のネットワークを活用しまして、関係機関の総合力を発揮することにより困難を抱える若者を適切な支援に繋ぎ、円滑な社会生活に向けて支援を行っていくということを考えております。

また、こちらの図にもございますが、代表者会議の下に実務者会議として連絡調整部会を設置しております。連絡調整部会にはそれぞれの相談事業ごとに連絡会議がございましたが、こちらを統合しまして一つの部会ということにしております。具体的な検討事項としましては、東京都若者総合相談センター「若ナビα」と東京都ひきこもりサポートネットの相談事例等の共有を図りまして、支援機関の連携強化に向けて取り組んでいるところでございます。

協議会の位置づけの説明は以上でございます。

それでは、次第の2に移りたいと思います。青少年・治安対策本部における子供・若者の自立支援について、青少年課長の坪原から説明をいたします。

○坪原青少年課長 それでは、私から東京都青少年・治安対策本部の若年の自立支援の取り組みについてご説明させていただきたいと思います。

先ほど西村課長から説明がありましたページを1枚めくっていただきまして、パワーポイントを2枚ずつ並べたページから説明を始めさせていただきます。

当本部につきましては、社会的自立に困難を抱える若者本人やご家族を支援するため、若者総合相談やひきこもりの相談窓口の運営、若者を支援するNPO法人等の育成、区市町村における子ども・若者支援会議の構築など、さまざまな取り組みを行っているところでございます。そちらの全体計画といったところでございますが、まずその背景といたしまして、こちらのポンチ絵の2枚目、1ページ目の2枚目でございますが、ここにありますとおり東京都子供・若者計画ということで、こちら子供・若者育成支援推進法という法律に基づきまして、総合的な子供・若者支援のための施策を推進することを目的に平成26年3月に東京都子供・若者支援協議会を設置するとともに、平成27年8月に東京都子供・若者計画を策定しまして、都における子供・若者育成支援施策の一層の推進を図ることになっているところでございます。

1ページめくっていただきまして、具体的にどのような施策をやっているのかというところに移らせていただきますけれども、東京都若者総合相談センター「若ナビα」を我々の施策として行っているところでございます。こちらにつきましては、若者相談ということでやらせていただいているところでございまして、もともとは、東京都若者総合相談「若ナビ」と非行少年等立ち直りワンストップセンターの「びあすぽ」、この二つの機能でやっていたところでございますけれども、今年度につきましては、これらの相談機能を拡充し、子ども・若者育成支援推進法に基づく東京都若者総合相談センター「若ナビα」という形で、こちらの二つを統合して、より幅広い形で若者の相談を総合的に受けられるようにという形で新たに進めているというところでございます。

もう少し詳しく説明をさせていただきますと、「若ナビα」につきましては、対象者を本人だけではなくその家族にも広げまして、本人の抱える課題を確実に把握するという形で進めているところでございます。また、昨年7月から実際に相談する方に来ていただくという形の来所相談を開始しまして、幅広い分野にまたがる若者の問題への一時的な受け皿として、とにかく最初の段階では「若ナビα」に来ていただき、相談を幅広く受け付けることにより細やかで確実な見立てを行い、適宜、支援機関、まさに本日来ていただいた皆様でありますとか、また、より適当なところがあるということであれば、そちらの支援機関にお繋ぎする形で連携の一翼を担い、若者の自立を後押しする姿勢でやっておるところでございます。

具体的な相談の仕方でございますけれども、「若ナビα」では電話でありますとかメールによる相談に加えまして、必要に応じて来所相談を行っているところでございます。こちらに

つきましては、非行専門の相談員を初めといたしまして、専門性のある相談員を配置して若者の社会的自立を支援しているところでございます。

そして、こちらが「若ナビα」の機能の最後の説明でございますが、パワーポイントの3ページ目の下、二つ目のところでございますけれども、基本的に今までは日本語で「若ナビα」をやってきたところでございますが、東京都は在留されておられる外国人が非常に多いという状況になっておりまして、「若ナビα」につきましては、外国語の相談も行っているところでございます。こちらにつきましては、日本語以外の言語を主とする若者から通訳を介した来所相談を行っているところでございまして、英語、中国語、韓国・朝鮮語の3カ国語で対応しているところでございます。

それでは、次のページをお開きください。

こちらに加えてというところではございますけれども、もう一つ、我々がやっている具体的な施策といたしまして、東京都ひきこもりサポートネットというものがございます。こちらにつきましては、国のひきこもり地域支援センターという形で位置づけられているものでございまして、ひきこもりの本人や家族を対象に、電話、メールによる相談のほか、平成20年6月から訪問相談を実施しているところでございます。こちらの訪問相談につきましては、区市町村に一次受付をしていただいているところでございまして、その後、おおむね5回、相談員がひきこもりで悩むご家庭を訪問し相談に応じているところでございます。ひきこもりの若者の支援につきましては、住民に身近な自治体である区市町村の役割が非常に重要になっておりますので、この訪問相談の実施に当たりましては、区市町村と連携して取り組ませていただいているところでございます。

また、28年度から区市町村におけるケース検討会議を実施いたしまして、区市町村の関係部署や地域の支援機関が参加して支援策を検討いたしまして、関係機関がしっかりと情報共有をして、漏れのないように連携を強化して支援を行っていくという体制をつくっているところでございます。次のページ、5ページとあるところのさらに上のスライドになりますけれども、東京都ひきこもりサポートネットにつきましては、国のひきこもり地域支援センターといたしまして、福祉、保健・医療、就労、教育等の関係機関でありますとか、NPO法人等の民間支援団体と連携して対応するということを常に心掛けているところでございます。また、ケースの検討会議を通じまして、区市町村とより密接に連携し、地域の社会資源等の把握、共有を図ることで、ひきこもりの問題を抱える若者やその家族を適切な支援機関に繋

ぐという形で、とにかく多機関連携ということ意識して頑張っていきたいと考えているところでございます。

次でございますけれども、東京都若者社会参加応援事業というものでございますが、こちらにつきましては、都が定めたひきこもり等の若者支援プログラムに沿って、訪問相談、フリースペース、社会体験活動の三つの支援を行うNPO法人等について、都の登録団体として周知するとともに、技術面、経営面をサポートしているものでございます。現在、都内全域で19の登録団体が特色を生かして地域で活動しているところでございます。

それでは、1枚めくっていただきまして、次のページでございます。次は、子供・若者自立等支援体制整備事業についてでございます。

こちらにつきましては、区市町村における支援体制整備に向けて財政支援を行わせていただいているところでございます。こちら、東京都子供・若者計画の趣旨を踏まえまして平成28年度から補助を拡充しているところございまして、補助対象となる事業は区市町村における協議会の設置、計画の策定、相談体制や支援事業の整備となっているところでございます。

その次の表でございますけれども、都内の区市町村における子ども・若者支援状況になっております。今年度は新たに板橋区が計画の策定、葛飾区、調布市、国分寺市が協議会を設置していただいているところでございます。なお、子ども・若者育成支援推進法に基づくもの以外にも地域の実情に応じて相談窓口を設置している自治体もございます。

次第の4でございますけれども、今年度新たに協議会を設置した調布市の田中子ども生活部長様に「地域における若者支援について」お話をいただくことになっております。

最後になりますが、東京都における子供・若者自立支援のネットワークのイメージ図というものを7の上のスライドに掲げているところでございます。当本部におきましては、本日も出席いただいている福祉、保健・医療、雇用、矯正・更生保護、教育の各分野の関係機関の皆様とネットワークをきちんと構築するとともに、区市町村における地域の実情に応じた支援のネットワークとも連携いたしまして、多様な問題を抱え社会的自立に困難を有する子供・若者を各関係機関が連携して支援しなければならない状況において、いかにして切れ目なく支援をしてきちんと自立していけるかということを実践していき支援体制を目的としているところでございます。こちらにつきましては、皆さまとの連携をより強化していきたいらと思っておりますので、引き続きお願いいたしますという次第でございます。

最後でございますが、第31期の青少年問題協議会について一つお話をさせていただきたいと思えます。

こちらは、若者と非常によく接している皆さんに問題意識を共有していただけたらということでお配りをさせていただいているものでございますが、次のページにパンフレットが入っていると思えます。

こちらでございますけれども、当本部では青少年の指導・育成・保護及び矯正に関する総合施策の充実につきまして、重要事項を検討する目的で青少年問題協議会を開催しております。昨年の2月に第31期青少年問題協議会が始まりまして、児童健全育成部会と若者支援部会を設置したところでございます。こちらの児童健全育成部会につきましては、「児童ポルノ等被害が深刻化する中での青少年の健全育成について」という緊急答申をいただき、この2月に青少年健全育成条例の改定を行いまして、18歳未満の児童に裸の画像、いわゆる自画撮り画像を不当に求める行為を禁止する、犯罪化するという規定を整備したところでございます。こちらにつきましては、青少年の間で非常に問題化しているところもございまして、また、皆さんスマートフォンを非常によく使うようになっており、恐らく今後も深刻化することも予想されます。ですので、皆さんがお会いする青少年の方々につきまして、自画撮り像を要求するだけで犯罪になる、そして求められても送ってはならないということをお子さん方にきちんと教えていただき、そして、何か困ったらこちらの「こたエール」に相談していただけて、とにかくそうした被害に遭うことを防ぐということにつきまして、広報啓発などしていただけたらという趣旨でこちらを出させていただきました。引き続き、当本部の事業にご協力いただきますよう、何卒よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

○西村若年者対策担当課長 ありがとうございます。

ただいまの説明内容につきまして、ご質問等ありましたら、よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

ご質問等ございましたら、最後のところでご質問いただければと思えます。

それでは、次第に則りまして、次に移らせていただきます。

次第の4、「構成機関・団体の連携強化に向けた課題について」になっております。ここからの進行につきましては、会長の井上青少年対策担当部長にお願いしたいと存じます。井上会長、よろしく願いいたします。

○井上青少年対策担当部長（会長） 恐れ入ります。それでは、以降の進行を私が進めさせていただきます。

次第にも記させていただきましたが、これからの時間、今日の一番のメインテーマであるのですが、今日お集まりの皆様方、関係機関、関係団体の方々の連携を私どもとしては、ぜひとも強化していきたい、その一助となるような議論をさせていただきたいと考えているところでございます。冒頭、私からも申し上げましたし、課長の西村からもご説明さしあげましたように、本協議会につきましては連絡調整部会を先週開催しまして、個別具体事例をベースにしながらどのように連携をする必要があるのかということについて議論をしていただき、それが資料の5と6という形でまとめたものでございます。冒頭、それぞれのテーマごとに事務局から報告させていただき、幾つかのご意見を頂戴する形で議論を進めさせていただきたいと思っています。

最初に、東京都ひきこもりサポートネットの相談事業を踏まえての意見交換をさせていただき、次に、東京都若者総合相談センター「若ナビα」での相談事業を踏まえての意見交換を、そして本日は調布市の田中部長にもおいでいただいておりますので、「地域における若者への支援」という順番で報告し、意見交換する形で進めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、東京都ひきこもりサポートネットの相談事例につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

○西村若年者対策担当課長 資料5をご覧ください。

こちらは、東京都ひきこもりサポートネットの相談事例になっております。先週開催しました連絡調整部会でこのケースをもとに検討を行いまして、各委員の皆様からご意見をいただき、それを取りまとめたものになっております。

ケースの概要ですが、ご本人につきましては現在30代前半、就職しましたが3年で離職し、10年以上ひきこもっている状況でございます。また、発達障害の疑いがあるとのこと。東京都ひきこもりサポートネットから居住自治体の生活困窮者自立支援制度の就労準備支援窓口に繋いでおります。

この事例をもとに検討した課題としまして、ひきこもりの方への支援については、ご本人の状況に合わせてスモールステップで進めていく必要があるという部分と、その際に繋がった各支援機関がどのように伴走していくかというところを検討していただきました。

下の部分が部会で出た主な意見になっております。

まず、この方につきましては発達障害の疑いがあるということでしたけれども、発達障害の方につきましては見極め、専門家の診察が必要である、場合によっては医療に繋げることが必要であるというご意見がございました。

また、スモールステップで進めていくという部分につきましては、家族が本人への関わりを変えることで本人に変化が起きる場合があるため、家族への支援も重要である、本人の状況に応じて順を追って、本人に見合った支援を実施することが必要であるというご意見もいただきました。

伴走のあり方としましては、支援機関に繋ぐ場合に両方の支援機関が連携しまして、一緒に訪問する、本人にアウトリーチをかけることも有効であるというお話もございました。また、支援状況を共有いたしまして、関係する支援機関相互の役割を明確にしていくことも重要ではないかというご意見がありました。最後になりますが、一回繋いだ場合にも、元の支援機関に戻ってきってしまう場合があると思いますが、そういう場合には、その時点でのご本人の状況に応じて支援をしていくことが必要であるという意見もいただいております。

連絡調整部会での事例の検討状況については、以上でございます。

○井上青少年対策担当部長（会長） ありがとうございます。

このひきこもりの事例の中で今回取り上げた発達障害の疑いがある方のケースについて、今報告ありましたようなご議論をいただいたという部分がございます。先ほど、私から申し上げましたが、青少年問題協議会の若者支援部会の中でもひきこもりで発達障害の方への対応はなかなか難しいというお話も出ているところですが、この報告について何人かの方にお聞きしながら意見交換を進めていきたいと思っております。もしよろしければ山崎委員から少しご発言をいただきたいと思っておりますが、発達障害の疑いがある若者を支援する上で必要な連携について、現場ではどのように対応していらっしゃるか、あるいは心掛けていらっしゃるか、ご発言をいただければと思います。いかがでしょうか。

○発達障害者支援センター 山崎センター長 東京都発達障害者支援センターの山崎と申します。よろしくお願いたします。

今の部長のお話の件についてなのですが、発達障害の疑いがある、発達障害の可能性が疑われるケースの場合、発達障害という視点で今後考えていったらいいのか、あるいは発達障害という視点がそれほど必要ではない方もいらっしゃると思いますので、その見極めが非常に大

事です。そうなってくると、発達障害の専門のところに繋いでいく、必要な場合は医療機関に繋いでいくことが連携という視点からも必要になってくると思います。発達障害という視点で支援をしていった方がいいだろうとなった場合は、その後の就労に対しても繋がっていく支援機関が違ってくるので、その見極めというのは非常に大事だと思いますし、連携して今後の見守り体制をつくっていかなければならないので、連携をつくり出す観点からも非常に重要になってくると思っております。

私どものセンターでは発達障害の可能性のある方の相談を受けていまして、私ども専門機関ですので、その見極めをさせていただきながら発達障害という視点を持った支援が必要な方と考えた場合は、医療機関に繋げていく形でやらせていただいております。

以上です。

○井上青少年対策担当部長（会長） どうもありがとうございます。

見極めながら、連携をつくり出すということが大切というお話をいただいたところなのですが、福祉保健局では発達障害のある方の支援に関係機関相互で情報共有を図っていると伺っています。そういう意味で、高原委員にお伺いしたいのですが、福祉保健局としてどういう情報共有ですか連携を図っていらっしゃるのかについて、ご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

○福祉保健局 高原障害者施策推進部長 私ども、障害者施策ということで、発達障害の支援を行っておるわけですが、当然、これは発達障害にかかわらず、障害者の場合、医療、福祉、保健、大人の場合であれば就労、または子供の場合では教育、そういったさまざまな機関との連携が必要になってくるわけですが、都レベルでいうと、私どもでは発達障害者の支援体制の整備ですとか発達障害者の支援協議会といったようなものも、ここにいらっしゃる方と大部分で重なるところがございますけれども設置していますし、もう一つは、区市町村ごとに、基本的には区市町村において、サービスを提供されることがベースになりますので、現場現場において、そういった連携を保健所などが中心となってやっていくという形が、当然、行われるべきだと思っております。

○井上青少年対策担当部長（会長） どうもありがとうございます。

そういういろいろな形で、日々、福祉保健局、あるいはその現場においても連携の部分を一番にという形でやっていただけているのではないかと思っております。また、部会からの報告の中では、この次のテーマとしてスモールステップで進めていく、本人に応じて対応して

いくという部分かと思います。その最初の段階での我々のひきこもりの受けとめ方として、まずは本人の状況をきちんと見極める、いわゆる見立てるという部分の中で、状況によって訪問支援をし、居場所支援をし、また就労支援に繋げていくという形になろうかと思うのですが、就労支援という観点でのお話も出ていますので、少し話を聞かせていただければと思っています。就労を希望する若者、なかなか就労へ辿り着いていないような方々についての支援という部分をしごと財団でワークスタート事業という形でやっていらっしゃると聞いておるところです。この中でひきこもりになった若者など困難を有する若者がいろいろな機関を通じて紹介されたり、あるいはその講座を受けた後にまた繋いでいかれる取り組みをなさっていらっしゃるのではないかと思うのですが、そのあたりでの取り組みですとか、留意していらっしゃることがあればお聞かせいただければと思います。

○公益財団法人東京しごと財団 田中事務局長 東京しごと財団事務局長の田中と申します。

しごと財団自体では、若者だけではなくて、若い方からシニアの方まで働きたいと思っている方、全ての方が働けるように支援をさせていただいているところです。資料の三つ目にワークスタートのチラシをつけさせていただいておりますが、特に若い方、34歳以下の中でコミュニケーションに自信がないとか働いたことが1回もない、一旦は働いたが、その後挫折してしまって10年以上働いてない、そういう方にご利用いただいているのがこのワークスタートの事業になります。

内容的には大体お家の中にいる方が多いのですが、同じような境遇の方がグループワークという形でお互いの境遇を話し合ったり、それから職場体験として職場に出ていくことで、働くまではいかないのですが、7週間かけて働くところの一步手前までゆっくり支援を行っているという形になります。

朝起きて、しごと財団のある飯田橋まで来て、そこに夕方までいる訓練から始まって、7週間掛けてというところになります。先日の例なのですが、約10年ひきこもっていた方で、お父さんの勧めで参加されまして、その前までは1年間ずっと髪の毛を伸ばしたままでしたが、職場体験するという事で髪をばっさり切りまして、就職活動に向けての準備を進めるようになるまでに至りました。プログラム終了後、アルバイト先としてスーパーが決まったのですが、そこで働けるというか、そこが自分を雇ってくれたということが自信に繋がりました、そこでアルバイトから始めて、これから先、正社員に向けて、さらに進んでいただきたいと思っていますところ です。

ワークスタートの利用者についてきちんと調べたわけではないのですが、約1割ぐらいの方が発達障害の疑いがあるかと思っております。実は、我々のところでは臨床心理士は配置しているのですが医師などの専門家はおりませんので、発達障害かどうかはなかなか判らないというのが一つ、それから、働きたい意思があって我々のところに来ていただいています。本人がわかっていないケースもかなりあります。利用者と信頼関係を築いた上で話をして「もしかしたらそうなんじゃないの」というところまでいくのが結構大変で、そこまでいければ「では、そっちに行ってみましょうか」と言えるのですが、なかなか心を開かないし、信頼関係を築くのが大変です。そこまでいけたら次に紹介というところですけども、それまでは、うちの中でもこの方はどっちなのだろう、どうなのだろうと考えながら、働きたい意思を尊重してワークを進めているというのが実態です。なかなか難しいのは、我々のところでまさに先ほどもおっしゃっていましたが、スクラム連携というところなのでしょうけれども、うちに来たいと言ってくれた方をすぐ放り出すわけにはいかないのです、まずはうちのところで終了するまで、やりたいところまでやらせてもらうというところなのです。

もう1枚、ワークスタートの次のところに資料をつけさせていただいておりますが、「東京しごと塾」といいまして、こちらは少し年齢が44歳までのプログラムになるのですけれども、こちらは会社で働いた経験がないという方に対して、模擬の会社をつくって会社はこういうところだという意識を持っていただくような仕組みになっております。後ろのページに載っているのですが、朝、朝礼から始まって、会社で想定されるような仕事をいろいろやってみて、会社に勤めているという想定ですから、一人当たり5,000円お給料が出るという形で支援させていただいて、職場体験も踏まえて、最終的には正社員までという道をつけているのがこちらのプログラムになります。

○井上青少年対策担当部長（会長） どうもありがとうございます。

もうお一方お話を伺いたいのですが、今のお話の中でもありましたが、信頼関係を築くことがスモールステップで進めることであり、また、きちんと伴走をしていくスタンスが各支援機関に必要ではないかと思っております。現に民間支援において、いろいろな支援をやっていらっしゃるというケースでお伺いしたいのですが、民間支援機関の中でもなかなかカバーし切れないような取り組み、例えば、医療や教育という部分もあろうかと思うのですが、そういう中で難しい支援があるような場合にどのように支援機関と役割分担というか連携をしていらっしゃるかについて、これにつきましては河野委員からお話を伺いたいと思います。

よろしくお願いたします。

ONPO法人青少年自立援助センター 河野常務理事 青少年自立援助センターの河野と申します。よろしくお願いたします。

今も発達障害などについていろいろなお話が出てきましたけれども、我々民間の支援団体では自立、就労を目指すことを一つ目標としてやっております。ひきこもりの方は、自らなかなか出てこられるという方は少なく、アウトリーチから入って行って支援の場に誘導していく、その時に自前の支援の場に来る方もいますし、その方に合ったリファー先を探して繋いでいくような場合もあるのですが、やはり難しいのは医療が必要な方々です。家庭訪問に行ってもなかなか会えない、何度も状況を確認していくと何か医療的なケア、裏に何らかの疾患が潜んでいるのではないかという疑いを持った時に、その親御さんを保健所などに誘導して行って、保健所と精神保健福祉センターのアウトリーチ事業に繋がって、そこから医療にも繋がったケースも過去にはあります。

今日は関係機関の方もいらっしゃいますが、保健所も温度差が激しくて、実際、相談に行き、とりあえず家まで来て状況を確認してくださいと言っても、入り口の部分ですごく拒まれてしまうようなケースが今までも何度かあって、その辺の連携みたいなものが本当はうまくできるようになっていけばいいのではないかと考えております。

少し話がずれてしましますが、先ほどの発達障害などもそうなのですが、ひきこもりはブランクが長くなってしまっているのです、この事例の方もそうなのですが10年、20代の前半からこもっている、それで社会経験を持ってないとなると、実際に出会った感覚とすると幼い要因というか、常識的なことを知らないという状況がありますが、そこだけ捉えて見てもとかなりの率で発達障害のように見えてしまうようなところがあるので、やはり山崎委員からもお話ありましたが、発達障害と見て、支援する必要があるのかどうかというのは、あまり最初から決めつけないほうがいいと思いますし、実際、支援に乗っていったところで少しずつ軌道修正して、これは医療が必要な方もそうなのですが、そういう支援が必要ではないかと思えます。

もう1点、最近、ある精神科の院長先生とお話ししていたら、医療機関に医療が不要な層が相談に訪れていて、でも医療機関はサポートステーションなどのような医療・福祉の範疇ではないところにどう繋げていいかわからないというお話があり、ご病気であれば医者は能力を発揮できますが、ご病気ではない人には無力なんですという話でごもっともな話だと

思いながら、その辺の接続みたいなところがうまくできていけるとより早くミスマッチなく支援が展開していけるのではないかと考えております。

○井上青少年対策担当部長（会長） どうもありがとうございました。

山崎委員、高原委員、それから田中委員、河野委員、ご発言ありがとうございました。今もいろいろな形で、特に何らかの原因で長くひきこもって、あるいはそういう医療的な見立てが必要な場合、あるいはそうではない場合、いろいろなケースについてのご発言がありましたが、この事例、あるいは、ひきこもりへの支援という観点から、そのほかにご意見、あるいは、こういう連携が必要だというようなご意見があれば承りたいのですが、いかがでしょうか。

本日は三つのテーマを踏まえまして、意見交換を進めさせていただきたいと思いますが、また全体が終わった部分でも皆様方からご意見をいただきたいと思いますので、次のテーマに移りたいと思います。

続きまして、東京都若者総合相談センター「若ナビα」、こちらの相談事例を踏まえての意見交換をしたいと思いますので、事務局から報告をお願いいたします。

○西村若年者対策担当課長 それでは、資料6をご覧ください。

「若ナビα」の相談事例につきましては、2事例ございます。

ケースの①ですが、こちらは20代前半の方で、以前よりメール相談を継続していたのですが、今回、来所相談が始まりましたので、そちらに繋がったケースです。就労したものの退職したという状況で、この方については幼少期から困難な家庭環境で社会的スキルが欠如している部分があるとのことでした。実際に繋いだ先として、地域の若者サポートステーションや生活困窮者の窓口に同行したのですが、実際には両方ともうまく繋がらなかったケースです。課題としては、本人や家族がそれぞれ問題を抱えているケースにおける関係機関の連携のあり方ということのご意見をいただいております。

続きまして、②のケースになります。こちらは20代前半の方で、10代半ばの非行行為により少年院に入院、その後、保護観察となり、その終了時に「若ナビα」の相談窓口につながったケースです。現在は、アルバイトをしつつ、精神科に通院中という状況です。この方については、心理カウンセリングを受けつつ、主治医や保健所とも情報共有を図っている状況です。このケースについての課題としましては、社会経験が乏しい若者への支援に際しまして、被支援者意欲の引き出し方について検討をしております。

部会での主な意見を下の部分にまとめております。これは、両方の事例を合わせて記入しております。

一つ目が支援にあたってになります。やはり支援が途切れないようにすることが重要であるというご意見、1回支援が切れると繋がらなくなるという意味で、途切れないようにすることが重要ということでした。二つ目のところですが、支援が途切れないようにするためには、信頼関係を構築しまして、寄り添っていける機関が必要であるということでした。また、保護観察期間は20歳になると終了いたしますので、その際にどこに繋ぐかということ、この方のように受け皿として、「若ナビα」に繋げることができたことは、ご本人にとっても良かったのではないかとご意見がありました。四つ目の丸の部分になります。更生保護の関係のBBS会、児童相談所のメンタルフレンドなど、身近な存在が支えてくれる、これが非常に有効ではないかとご意見がありました。あとは、精神疾患の方は難しい部分があるというご意見がありました。

続きまして、支援機関の役割としまして、精神保健福祉センター、保健所では、それぞれこういうことができますというご紹介がありました。

次の関係機関の構築の部分ですが、関係機関の訪問をするなど、さまざまな機会を通じて、顔が見える関係の構築が重要であるという話がありました。また、一つ目の丸の部分では、自治体ごとに支援内容が異なるため訪問した際に情報収集していくことも重要であるというお話がありました。

最後になります。支援に繋がるためにということで、一つ目の丸の部分、相談窓口をつくるだけでは若者は来ないという現状があることを踏まえ、気軽に立ち寄れる場所、例えば校内居場所カフェ、こういうところにまずは来ていただいて、話をする中で信頼関係をつくることによって、実際の相談に繋がる場合もあるというご意見がありました。また、分野が違う場合でも他の機関と一緒に説明会を実施するなどによって、多方面に働きかけることで実際の支援に繋がる場合もあるというご意見もございました。

連絡調整部会の状況は以上でございます。

○井上青少年対策担当部長（会長） ただいまの部会の報告で、大きく四つのテーマにカテゴリをくくった部分がありますが、見ていただくと、その支援はケース・バイ・ケースでやっていく必要があるのではないかとご意見も改めて感じるところです。非行少年の立ち直り支援という部分でご意見をいただけたらと思っておりますが、これは、後ほど水澤委員から

再犯防止事業についての取り組みをご発言いただく予定になっておりますが、昨年、再犯防止計画を国がつくって、都道府県でも再犯防止計画をつくっていくという課題が出ているところで、その非行少年の立ち直り支援が一つ大きなテーマになっておりまして、また「若ナビα」におきましても、その非行少年の立ち直り支援の相談を昨年から始めている部分がございます。そういう観点から、水澤委員に非行少年の立ち直り支援に関しまして、保護観察終了後の自立に向けて、保護観察期間中はどのように関係機関と連携されていらっしゃるのか、あるいは、今後どのような連携が必要なのかというお考えがあれば、お聞かせいただければと思います。よろしく願いいたします。

○東京都保護観察所 水澤首席保護観察官 ご紹介いただきました東京保護観察所の首席保護観察官の水澤と申します。よろしく願いをいたします。

まず、このケースについて、もう少し理解をいただく意味で概略をお話しさせていただきたいと思います。

(個人の相談内容を含むため、省略)

なお、一般的な保護観察の少年・少女の支援の関係で、私どもが多機関との連携で一番多いのは、やはり就労支援ということで、一番はお仕事の関係だと思っております。そして、仕事に関して相談に乗る場合は、保護観察中ということをお話する場合とそれを一切黙って相談する場合の二通りのパターンがございます。ハローワークにはいずれにしろ保護観察所から依頼するときは書類で、要するに相手先に伝えるか伝えないかということを選択できる制度になっておりまして、ハローワークのもとでも非常に多くの者が支援を受けておるといふところがございます。

学習支援といった関係では、少年が例えば高校に進学したい、または大学に進学したいみたいなどころでは、BBS会の学生、早稲田大学等の学生などもかなり参加してくれている者がおりますので、それらの学生の力を得て学習支援といった取り組みをしている状況がございます。

医療や福祉的な措置に関する相談ということでは、区市町村の窓口で相談でお世話になることはかなりあるのではないかと考えています。ただ、これも保護観察中ということをお話さずに行く例のほうが、一般的には多いのではないかと考えております。

ほかにも私ども保護観察の処遇の一環で社会貢献活動と言いまして、例えば、福祉施設、老人ホームなどでのお手伝いなどをして、自己有用感を高める活動を通して立ち直ってほし

いということで、福祉施設、または、保護司会、保護司、更生保護女性会、BBSの協力などを得て、実施しておるところでございます。

少し長くなって大変恐縮ですけれども、本当にこのケースについては、次に繋がってよかったと思っています。

以上です。

○井上青少年対策担当部長（会長） どうもありがとうございます。

ちょうど保護司や保護観察と、それから「若ナビα」が繋がったいい事例だったのではないかと思います。今のお話を伺っていても、制度的な部分での保護観察も二十歳未満という部分で、そこが必ず繋がるように皆さん方で連携していくのも大切だな思った次第です。

また、今の事例の中でも話の出ました精神疾患を持っていらっしゃる若者に対して、どのように支援を繋げていくのか、いわゆる、その若者を自立に繋げていくのかというのは、先ほどから出ていますけれども、大きな課題なのではないかと思っています。

皆様方のお手元に配付した資料でも、支援機関の役割の中で保健所についても部会で議論があったところがございますので、保健所の立場について小竹委員から精神疾患を抱えているような若者を支援する場合に、どのような連携が必要とお考えでいるのか、ご発言をお願いいたします。

○東京都保健所長会 小竹南多摩保健所長 南多摩保健所長の小竹と申します。よろしくお願いいたします。

保健所には、いろいろな機関、あるいは親御さんからなど、いろいろなところからご相談が寄せられてきまして、そういった場合には、かなり詳しく経過を聞くことから始まって、時間を掛けて関係性を築いていくと思っています。

そういった方が精神疾患を持っているのかどうかという判断については、保健所に来ていただいている精神科の医師のところに相談に来てもらったり、あるいはその医師に訪問に行ってもらったりして、見立てをしてもらうというようなことをしています。

先ほどお話があった精神保健福祉センターで行われている多職種チームが訪問するアウトリーチという支援事業があるのですが、そういった事業も活用しながら精神疾患を持っている方を何とか医療に繋げていくという方向性が一つあるのかと思っています。

ただ、最近は今までもお話がたくさん出ていますように、薬では治らない、発達障害や人格障害などを抱えている方もたくさんいらっしゃいまして、そのために社会に適應できない

という方もいて、そういった場合についてはS S Tというか、社会生活技能訓練、そういったところに結びつけて何とかやってもらうという話になるかと思います。

先ほども、しごと財団の方もお話しされていたように、精神疾患にしても発達障害にしても、ご本人が自覚を持って何とかしなくてはいけないと思うところまで持っていくことがとても難しいところで、保健所としても関係性などを築きながら、いろいろな関係機関とご相談して進めていくことが一番なのではないかとも思っています。

また、18歳以上になってしまいますと、実際問題、繋ぎ先というのがだんだん少なくなっているのではないかと考えており、地域の偏りなどもまだ大きいのではないかと考えていまして、年齢が高くなると保健所としても継続して支援していくのが少し難しいとも思っているところです。

やはり長くひきこもっている方については、今、いろいろなお話が出ていますように、複雑な家庭環境の問題などもあって、そういったものは小さい時から起きていることが多いのではないかと思いますので、そういった意味では、我々も乳幼児健診から始まって、幼稚園、学校というように継続的には見ているわけなのですが、あまり大きくなならないうちに、できるだけ早い時期にそういったものを何とかキャッチして、いろいろな人の見守りの中で社会的に困難になる前に予防的に対応をしていくことが本当は大事かと思っています。

以上です。

○井上青少年対策担当部長（会長） どうもありがとうございます。

今のお話の中にも、本人の自覚というのが大切である、あるいは、時間を掛けて関係性を構築する、先ほど、信頼関係というお話もありましたが、どういう形で目の前にいる子供、若者と関係性をつくっていくのかというのは、とても大切だということを改めて思うわけがあります。また、今までのお話の中でも、いろいろな機関が連携しながら、支援していくのが必要なのではないかという意味で、皆様方にお配りしている資料6の三つ目の囲いの中にも、さまざまな機会を通じて顔の見える関係の構築が必要であり、よりの確に連携していくためには、そのような関係性をつくっていくという部分も大切な課題なのではないかと思っています。

そういう意味で、民間機関の立場からどのような関係をつくっていかうとされていらっしゃるのかということにつきまして、寺出委員からご意見をいただきたいと思っています。よろしくお願いたします。

○NPO法人日本子どもソーシャルワーク協会 寺出理事長 日本子どもソーシャルワーク協会の寺出と申します。

少年事件の立ち直り支援やひきこもりの立ち直り支援をしております。

連携のことについてということなのですが、つい最近、1月に10カ月ぶりにケースカンファレンスを開いた事例をお話しさせていただきます。

(個人の相談内容を含むため、省略)

今のは一つの事例なのですが、少年事件の少年の立ち直り支援を実施しておりまして、ひきこもりでも発達障害の若者が増えているのかどうか見極めるというお話が出ましたけれども、実は少年事件でも発達障害と思われる少年と出会うことが多いです。

幾つか審判に向けての関わりとその後の保護観察終了までの支援に関わっていて気づくことは何かというと、まず、鑑別所に入って鑑別所の中で心身鑑別を行うわけですが、心理担当技官はとても丁寧にやってくださっているのです。けれども、よほどのケースでなければ、児童精神科医が診るということはないのです。児童精神科医に診ていただいても、たった30分だけ診て簡単な報告書が作成されていたり……。また、幼少期については親御さんと呼んで聴いていただきたいです。ですから、日常的に心理技官が「この少年は」と判断した時には、もう少し丁寧にドクターが少年を診察をしていただけたらと……。精神鑑定の場合には本当に丁寧に診てくださるんです。そして、もし、その少年が特性を有しているなら、その少年に関わる親御さんも含めて全ての方にその特性を理解していただくことが、その後の審判に、取りも直さずその少年の立ち直りに、とても重要なことであると考えています。

どういうことかと申しますと、ある少年は、3回目の審判前によく鑑別所での児童精神科医の丁寧な診察が実施されましたが、元々かなり顕著な特性をお持ちでしたのに、2回とも少年院や保護観察を通り抜けてしまいました。出来ればその少年が大きな事件を起こしてしまう前の時点でその少年の特性を見極め、事件に結びつかない道を模索することは出来なかつたらどうかと残念な思いでおります。今後、発達特性のある少年の立ち直りには、どのような道筋を保障することがいいのか、法務省で施策を検討していくことは大事なことはないかと考えています。

それから、審判の時に裁判官が法律だけではなく発達特性やいじめを受けた後の複雑性PTSDなどについての知識をご理解いただけていたら、場合によっては審判の決定にももう少しふくらみが持てたのではないかというようなケースと遭遇することがありました。

厚生労働省の児童自立支援施設にしても、少年院にしても、せめて医療少年院のように個別の少年一人ひとりへの関わりをもう少し丁寧にしていくことが今求められているのではないかと思います。各施設では本当に一生懸命よくやっていただいている、少年院を出た少年がこの担当教官との出会いで自分は変わったんだという話を聞いてもおります。だから、どこの部署においても一生懸命やってくださっていることは、とてもよく理解しているんですけども、やはり、その少年院における更生ということで考えたら、医療少年院はその他の少年院よりも個を尊重したプログラムの中で少年の更生にあたって下さっていると感じています。

それともう一つは、少年院の退院時のことです。

先ほどの例にもあるように、地域に戻ることが危険な場合が結構あるのです。でも、それは親御さんもわかっていなくて、出てきたらランチをしようと待ち伏せられている場合もあり、それがわかった場合には、駅を通るだけで、今はSNSで一瞬にして伝わりますから、車に乗って自宅まで、それも生活保護で大変なわけです。そして、次の住む場所と仕事場所を見つけるまでは、家の中に蟄居してはならないなどいろいろな事情が起きています。

ですから、少年院を出るに当たって、やはり立ち直りをどうしていくかということを見ると、自立援助ホームをもっと増設して、3カ月あるいは半年その少年によってですけども、地元ではないところで社会に少し慣れるまでの期間、自立援助ホームで学業や就業をしながら過ごせるようにしていただけないかなというのが、現場で立ち直りの支援をしている民間の私の考えです。

ありがとうございました。

○井上青少年対策担当部長(会長) 寺出委員、いろいろなご指摘をありがとうございました。

私もお話を伺いながら、ケースカンファレンスの話が出ましたけれども、いわゆる連携するメンバーがその時に若者に対して何が必要なのかということを中心に情報共有しながら、丁寧に向き合うことが大切なのではないかということを押聴した次第でございます。どうもありがとうございました。

恐れ入ります。このテーマにつきまして、このほかにこういう連携が必要だとか、何かご意見がございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、先に進ませていただいて、また何かあれば後ほどご意見をいただくということ

で、次第4の(3)地域における若者への支援について、本日は調布市から田中委員においていただいておりますので、田中委員からコメントをいただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

○調布市 田中子ども生活部長 調布市子ども生活部の田中でございます。よろしくお願いいたします。

子供・若者支援について地域における支援の実態の報告をということでございますが、私は市長会から市の主管の担当部長会の会長をしているので、本日参加をさせていただいております。

調布市の若者支援の状況と課題などについてお話しさせていただければと思いますが、その前にまず、市町村のレベルというか、市町村は今こんな状態ですというところも含めて皆様にご報告させていただければと思っています。

都内全体の区市町村における子供・若者支援体制整備状況について先ほど青少年課長からご報告がありましたけれども、その報告にもありましたとおり、私ども、26市の中で、若者支援の取り組みを行っている自治体は、まだ多くないのが現状でございます。

特に、子ども・若者支援地域協議会設置市は3市、ひきこもり対応を総合的にやっているということなどにつきましては、まだ担当部署が定まっていないという自治体も多くございます。そのようなところが現状でございます。

本日は連携がテーマでございますけれども、私ども調布市の実践報告の前に、市町村の課題であります庁内連携についてお話ししたいと思います。

調布市では、平成26年度に青少年の健全育成という施策を中心に担う児童青少年課、私ども子ども生活部の児童青少年課がこの若者支援全体を所管することを確定いたしましたけれども、実はそれが決まるまでには3年かかりました。

子ども・若者育成支援推進法施行以来、その推進を庁内でどのように進めていったらいいか各課で検討を開始しましたけれども、当初、子供・若者支援というのが新しいくりでしたので、その新しいくりについて、就労支援は産業部門だ、ひきこもりは精神保健分野だ、不登校は教育だ、しかも、子ども生活部は18歳までだ、まだそんな議論の状態だったのです。

そんなことがいろいろあって、すぐに担当部署を決めることが簡単ではなかったというのが実態です。

ですが、各分野で既にこの世代、若者に対していろいろな支援や事業を行っていることも

事実でしたので、まず、調布市では、それぞれの関わりを整理しておのおのできることから始めましょうということで、例えばサポートステーションの誘致は産業部門がしましょうなど、やれることをそれぞれやりながら情報共有しましょうということになりました。

こうして定期的に庁内検討を進めて、3年たって所管が児童青少年課に決まったわけですが、子ども生活部が当初言っていた18歳までというこだわりを子ども生活部が捨てたというところになります。子供・若者で総合的にはうちがやりましょうというところがやっと決まったということでございます。

所管は決まったんですけれども、全てを児童青少年課が対応するというのは不可能です。

地域若者サポートステーションの所管である産業部門や精神保健、生活困窮対応をしております福祉部門、それから不登校の問題のほか、児童・生徒にかかわる教育部門など、庁内連携で当たるということが前提だという認識で今進めているところです。

ですので、各自治体においては関係機関連携と併せて、まず自治体の中、各庁内での連携も課題であるというのが現状でございます。

さて、本題の調布市における支援の状況、あくまで調布市におけるというところで今やっていることのご報告などをさせていただきたいと思っております。

資料7の資料と「ここあ」というパンフレットをお持ちしました。

2点、子ども・若者総合支援事業と子ども・若者支援地域協議会についてご報告をさせていただきます。

初めにシート2、子ども・若者総合支援事業をご覧ください。

本事業は生活困窮世帯やひとり親世帯などの子どもたちを対象とした学習支援、それから、高校中退やフリーターの学び直しや就労支援、そして、子ども・若者の総合相談支援として、平成27年度から実施しているものです。

これは、子ども・若者育成支援推進法に基づく、子ども・若者総合相談センターとして、設置をしています。

調布子ども・若者総合支援事業「ここあ」、この「ここあ」がそのリーフレットになりますので、後ほどご覧いただければと思います。

事業の構成ですけれども、こちらの図にありますとおり左側の学習支援、それから相談支援、居場所支援の3事業としておりまして、その中で対象別に下にありますが、生活困窮者自立支援事業、これは生活福祉課の所管になります。

それから、ひとり親世帯の子どもの学習と相談支援事業、これは子ども家庭課が所管をしています。

そして、子ども若者支援事業（相談と居場所）、これは児童青少年課とそれぞれ所管は三つになりますけれども、一体で社会福祉協議会に委託をしまして全体で相談をまとめて受けるような形で事業を行っています。実績は中ほどに数字がありますので、ご覧ください。

次に、子ども・若者支援地域協議会についてです。シート3です。

調布市では、こちらにありますとおり、それぞれのジャンルで公的支援やNPOなどの活動がありますが、やっと昨年の11月に協議会を立ち上げたところでございます。1回目だけ協議会を開催し、顔合わせをした段階でございます。

シートの4、後ろに構成団体を記載してございます。

先ほど地域の実情に合わせてというお話がありましたけれども、この構成団体は、かなり市町村によって違っている状況かなと思っています。

調布市は、ご覧のとおり右下のNPO法人、市内で若者を対象に活動してくださっているNPO法人がたくさんありまして、その皆様にご参加をいただいているところです。これから、みんなで若者支援を考えていこうというところにやっと今たどり着いた状況でございます。

現在、感じている課題というところでは、大きく二つあるかと思っています。

一つ目は、高校生世代へのアプローチです。調布市ではこの協議会を立ち上げる前に、先ほどの「ここあ」の事業を開始しておりますので、この事業をやっていく上で各機関にこの事業については、「調布市、こういうことやっているんだな」というのが浸透しつつあって、事業を通じて一部の都立定時制高校やチャレンジスクールなどとは密に連携が取れ始めています。

ですが、ほかの高等学校やサポート校などとの連携はなかなか進めるのは難しいと感じていて、市内に学校があるわけではないけれども、調布市民がいろいろなところの学校を利用し、その中には支援が必要な高校生もいるかもしれない。そうした皆さんの把握やアプローチが課題ではないかと思っています。市として、積極的にどうやって周知を図っていったらいいのか、どう繋いでいったらいいのかが課題と感じています。

二つ目ですが、市内関係機関の状況です。このような関係機関、NPO法人がありますし、あとは上の関係団体には「ここあ」を行っている社会福祉協議会に同様に心の健康支援セン

ター事業も委託をしておりますので、精神保健分野のところでも繋がりがつきやすいとか地域からいろいろ課題を見つけてくるというところで、地域福祉コーディネーターも少し動き始めているところもあります。それぞれここに参加しているうちの行政側も含めて、繋がりのあるところとそうでないところというのがまだまだまばらな状態です。

お互いにまだ何をやっているかというのを十分把握できていない状況ですので、まず、協議会を立ち上げて、それぞれお互い何をやっているのかを知って、それぞれの得意分野を知り合うところから始めましょうということかと思っています。

まだ事例検討までは至っていませんが、この先の議論の中で「こんな問題があるのだけど」と課題を出された時に、「あ、それ、うち得意です」などと適切に繋げ合うことができればと思って始めたところです。まだまだこれから構成機関も必要に応じて、別途増やしていく必要も出てくるのが考えられますが、柔軟な協議会にしていきたいと思っています。まだまだ手探りですけれども、長期的にいろいろ踏まえる中で、「こういった支援が足りないよね」と言って新しい必要な施策を導き出せるところまでいったらいいと思いながら、今、会議を始めたところでございます。

ご報告は以上です。

○井上青少年対策担当部長（会長） どうもありがとうございます。

調布市の中での取り組みをお話をいただいたところですが、庁内連携というお話がありまして、東京都自身も連携をきちんとやっていくためにも、この協議会が有効に機能するような形でありたいと思っていますところでございます。ありがとうございます。

今のお話の中で高校生世代へのアプローチというお話が出て、今日はまだお話が出ていない部分ですので、そういう部分でのお話でご意見をいただければと思っているのですが、高校になじめない生徒への支援という観点で、教育庁でどのようにやっていらっしゃるかについて、安部委員のほうからコメントをいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○教育庁 安部地域教育支援部長 それでは、教育の取り組みをご紹介させていただきたいと思います。

都立高校では、学校に行っている間に子供たちがしっかりと社会的に自立していけることが一番子供たちにとっては有意義なことかと思っております。それは小学校、中学校、高校と、学校種が変わっても同じ考え方かと思っております。

区市町村の学校であれば、市の教育委員会の中にスクールソーシャルワーカーがいらっし

やると思いますが、都立高校につきましては都教委（東京都教育委員会の略）の中にソーシャルワーカーがおります。

自立支援チームというチームを組んでおりまして、大体 40 名弱のソーシャルワーカーを抱えております。

東京都では、このソーシャルワーカーをユースソーシャルワーカーと言っており、それを各学校に派遣する事業を私どもはやっております。

都内、都立学校は 200 校近くあるので、全部の学校に一律的には行けませんので、中退や不登校のお子さんが多い学校に重点的に支援に入りながら、それ以外の学校につきましては、学校からの要請があれば支援に入るという体制で、今、やっております。

ですので、継続的に私どもが行っている学校が大体 40 校弱なのですが、そこでは、かなり私どものソーシャルワーカーが入り込んで、学校のお子さんの状況を把握している状況にあります。

ただ、それ以外の学校は、やはり学校の先生の気づきがとても大切なので、そういった意味では、教員側と私どもとの連携がとても大事になっていて、学校側が気づいて私どもに支援を求めれば、ソーシャルワーカーが支援に入ることになります。

支援をする際も、やはり学校の協力関係をよく築くこと、これが一つ大事になってきます。

学校側の見方と私たちソーシャルワーカーの見方というのはどうしても違う面がありますので、そういったところを支援していくに当たってどういう方針が立っていくのか、かなりすり合わせの作業をしながら、お子さんに対して支援の方針を統一させてやっていくのが基本になってくると思います。

ソーシャルワーカーが入ること、なおかつ先ほどから出ています子供たちとの信頼関係を築くことがとても大事になりますので、何度も面談を繰り返していく中で、ソーシャルワーカーを 50 名弱抱えておりますので、その子に合ったという言い方は変ですが、お子さんの生活などを見ながら、そのお子さんに見合ったソーシャルワーカーが対応するよう、私どもとしても柔軟にやっております。

当然、そういったお子さんが進学なり就労なりというところで卒業までに社会的に自立していけるよう、家庭的な環境も含めて支援をしていく形になります。

その際、やはり区市町村の福祉部門、子育て部門とは連携を密にとらなくてはならないということになりますので、実際に個々のケースでは、かなり連携を密にとらせていただい

います。

例えば区市町村要対協（要保護児童対策地域協議会の略）に私どものソーシャルワーカーが参加することもありますし、学校で行われるケース会議に市町村の担当の方に来てくださいという形でもお願いすることもあります。

ただ、先ほど調布市の田中委員がおっしゃっていたように、どうしても学区域がないので、広域に子供たちは移動していますから、必ずしも所在の学校の市町村の関係者ではない、ケース・バイ・ケースというところが、非常に大きいのではないかと考えております。

また、学校の教員も福祉部門がどういったことをやってくれるのか、どういった効果があるのか、よくわからないところもありますので、私どもとしては、都立高校生進路支援連絡協議会を都内3区分に分けてやっておりまして、ケースに応じながら、どういった支援をしたらどういったことになったとかということを、お互い情報交換しながら学校側はここまでやれた、福祉部門はこういった支援ができる、それをマッチングさせることで子供たちの支援がこのようにできたということを相互に理解し合う、お互いのことをまず知り合わないとはやはり支援はやっていけませんので、学校側ができることであるとか、福祉側ができること、これを繋ぐソーシャルワーカーの役割みたいなところをその三者が、いろいろな関係機関、就労機関、それぞれの関係者が理解し合うような場を設けながら、学校の理解も図りながら、また各市町村の理解もお願いしながら取り組んでおります。

ですので、私どもとしては、これからこういった取り組みを徐々に充実させていきたいと考えておりますので、各区市町村の関係部門との連携というのは、今後、強化していきたいと考えているところです。

以上です。

○井上青少年対策担当部長（会長） ありがとうございます。

今、安部委員からもお話が出た、区市町村との連携という部分が大きなテーマでもあると思いますが、区市町村とも、日々、業務で連携という部分がおありになるのではないかとということで、児童相談所からご意見をいただきたいと考えているところです。いわゆるさまざまな課題を抱える子供に対して、区市町村とどのように連携しながら、あるいは役割分担しながらやっていくかという部分については、いろいろな課題をお抱えなのではないかと思いますが、その辺の部分でのコメントをいただければと思います。いかがでしょうか。

○杉並児童相談所 林所長 杉並児童相談所の林でございます。

日頃から、皆様にはお世話になっております。ありがとうございます。

今お尋ねされたテーマには少し即さないかもしれなのですが、ただいまの調布市からのご報告を踏まえた中で意見を述べさせていただきます。

ご存じかと思えますけれども、児童相談所においては児童虐待の通告相談受付件数が急増している状況で、その調査対応と援助対応で日々業務量が増大しているという状況は変わらないところでございます。

そのような全体の相談受付状況の中で、この協議会でテーマとされております子供・若者の支援対象となるご家族、ご本人、また関係機関からの相談については、必ずしも全体の割合の中では大きくないところでございます。

ただ、そういう中で、このような相談ケースに個別に対応させていただくところもございまして、私自身も日頃耳にする話としては、主に高校への進学意欲のあるようなお子さん、児童に対しては多様な就学形態の方法があるという情報を子供自身とも共有しながら、実際に取り組んでいる、あるいは準備している、実は通っているということであれば、支援の意味も含めた助言等もしております。

また、社会的自立を目指す意欲があるとか準備している状況であれば、アルバイトや就労の意欲があるということで、やはり同じようにサポート支援をするというところの助言もしております。

今、教育庁からご案内があったように、確かに高校からの相談等については、その高校が存在している地域の児童相談所というよりも、実際は区内に高校があっても子供は多摩地域に居住地があったり本来は管轄ではなかったりする場合でも、第一義的にはご相談を受けて、適切な担当に繋げたりということはしておりますけれども、確かにそういう意味では、ワンクッション置いた形でできるだけ円滑に行えるようにしているところでございます。

初めにご案内したように、こういった子供・若者支援の対象となる相談のケースでございしますが、事例も少ないところであって、助言内容であるとか支援方法も現状の範囲内というところもございます。

ただいま、調布市からご報告を受けた中で、このような官民でのネットワーク形成という形での若者支援の促進は非常にお聞きして意味がある、意義があるものだと感じております。

今後、こういった支援内容の拡充に向けて対象者の若者とその関係者、また私どものような関係機関も含めて、活用しやすくなるような情報提供のあり方が重要かと思っております。

そういった環境が整備され、個別のニーズ、それぞれの相談を受け付けていく中で、それに即した情報提供であり、また、サービスの利用が選択しやすくなると思っておりますので、よろしく願いいたします。

○井上青少年対策担当部長（会長） 林委員、ありがとうございました。

これまでいろいろと議論をしてきたところですが、進行が不得手で申しわけございません。この後に保護観察所から、再犯防止計画について、本日ご報告いただくことになっています。その後で、全体を通じて、再度、意見交換の時間を取りたいと思いますので、保護観察所から再犯防止計画について、ご説明をお願いいたします。

○東京都保護観察所 水澤首席保護観察官 資料の8をご覧ください。

皆様、ご承知と思いますけれども、平成25年12月に「世界一安全な日本」創造戦略が閣議決定されまして、2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会に向けて世界一安全な国日本をつくり上げることが目標とするということで、いろいろな犯罪防止対策が進められていることは、ご承知のことと思っております。

その中で、いろいろな対策を進めておったのですけれども、刑事司法関係機関だけの取り組みには、なかなか限界があるということがございます。

一番上のほうに検挙者に占める再犯者の割合が48.7%というのがございますけれども、これは平成29年版の犯罪白書の中の数字で平成28年の数値でございます。実際、検挙された者に占める再犯者の割合が48.7%とほぼ半分いるという状況であり、この人たちを再犯させないようにすることが非常に重要ではないかということで、さまざまな対策の中で、平成28年12月に再犯防止推進法というものが制定されました。これは超党派の国会議員による法案ということで、議員立法というような形で提案されまして成立したものでございます。

それを受けまして、その再犯防止推進法に基づいて、その法律の中に、まず国が再犯防止推進計画を定め、そして、それを受けて都道府県、そして、区市町村ということで、地域社会においても再犯防止対策について取り組んでいただきたいという努力義務規定がこの法律の中に盛り込まれたということがございます。

平成28年12月の法律を受けて、平成29年12月に国におきまして再犯防止推進計画が閣議決定をされました。その主なものがここに書いてあるものでございます。

まずは、この「5つの基本方針」に基づいて、皆さんにいろいろな形でご協力をお願いしたいということがございます。

特にその下の「7つの重点分野と主な施策」がございます。

①としまして、就労・住居の確保、②として、保健医療・福祉サービスの利用の促進、③として、学校等と連携した修学支援、④として、特性に応じた効果的な指導、⑤として、民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進、⑥として、地方公共団体との連携強化、⑦として、関係機関の人的・物的体制の整備が挙げられております。

これは国のものがございます。これを受けまして、東京都におきましては、本年度、東京都における再犯防止推進計画を検討いただけるということで、この再犯防止推進計画につきましては保護観察所も含めて、関係機関等で勉強会なども開催していただいております。

こういう計画を東京都において策定する予定で現在進められておるということを皆さんに、まず、ご理解いただければと思っております。また、この計画の中に皆様方、ご協力いただけることがありましたら、お願いしたいと思っております。

東京都の計画が決めますと、今度は区市町村に計画を策定していただくよう、お願いしていくということです。ただ、これはあくまでも現段階では努力義務規定という形になっておりますので、これに向けて努力していただくようお願いすることになります。

大変、大ざっぱな説明ですけれども、一番下に政府目標として、平成33年までの2年以内に再入率を16%以下にする等を確実に達成し、国民が安全で安心して暮らせる「世界一安全な日本の実現へ」と書いてございますけれども、矯正施設等を経て2年以内にまた戻ってこないように、そういう人たちが16%以下になるよう、目標を掲げながら国において進めておる再犯防止推進計画が閣議決定されたことをご理解いただければと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○井上青少年対策担当部長（会長） 水澤委員、情報提供ありがとうございました。

それでは、この後の時間を全体を通しての意見交換ということで、先ほどまでは私から指名をさせていただいた方にご発言をいただいたのですが、今日、これまでのいろいろ上がったテーマにつきまして、全般を通じてご意見を頂戴できればと思いますが、いかがでしょうか。

ご意見等おありの方、ぜひとも、挙手の上、ご発言いただければと思います。よろしく願いいたします。

どうぞ。

○萩山実務学校 中條自立支援課長 都立萩山実務学校の中條と申します。よろしく願い

たします。

本日はいろいろなお話を聞かせていただきまして、ありがとうございました。

私ども萩山実務学校は、全国に 58 ございます児童自立支援施設の一つでございます。児童福祉分野ではどちらかというマイノリティな施設ではありますが、主に非行少年・少女、もしくはぐ犯性のある、将来にわたって犯罪者になる可能性のある中学生を収容しまして、全寮生活のもとに育て直しをしております。ここ最近では、入所児童の傾向が大きく変わっておりまして、バイクを乗り回して、たばこを吸ってというようないわゆる不良はほとんどいません。発達障害や社会への適応障害で入所してくるお子さんがほとんどです。

そして、そういったお子さんを十分に育てられない保護者の方が、外部に助けを求められず、結果として児童を虐待してしまうというケースが大半です。

また、共通して、お子さんも保護者もコミュニケーションがなかなか取りづらく、自分の困り感というものを周りに表出できないために、社会的に反するような何らかの問題行動に発展してしまうという状況になっております。

そういった点を踏まえまして、私ども萩山実務学校では、お子さんの特性に合わせて、困った時にきちんと大人に相談できる能力を養うことを重視しておりまして、入所の段階から退所後を見据えた支援を行っております。

施設内に分校（公教育機関）がありますが、ここでも言語コミュニケーションや社会適応スキルのトレーニングといったものを実施しております。また、医療ケアも相当重視しておりまして、現在では、入所児童の大体 68%が精神科に通院しており、これまでの児童自立支援施設では考えられないような状況になっております。

しかしながら、我々の施設単独で完結することはほとんどなく、やはり社会的包摂というものが極めて大切だと実感しているところです。

例えば、高校中退者は減少はしておりますが、依然として、ゼロではなく高校 1 年の段階で大体半数から 3 分の 2 ぐらいが残るという状況になっております。また、中退後に、補導、収監、少年院というケースがあることも事実です。また、自閉症系のお子さんも多く、ひきこもりになる可能性は十分にあると思っております。

また、今まではきちんと服薬管理をして、薬でうまくコントロールできていたのに、退所後「もう、俺は薬は要らないんだ」と言って飲むのを止めてしまうケースがあります。そうすると、大体の場合、生活を維持できなくなってしまいます。

そのため、高校や地域社会に「繋ぐ、渡す」ということをイメージして、例えば高校の自立支援チームに繋げたり、地域の社会資源を活用すべくアフターケアを強化しております。

特に高校との連携につきましては、先ほども話題に上りました自立支援チームの存在が大変ありがたく存じます。

昨年この会議で自立支援チームについてご紹介いただいたと聞いております。また、来週、教育庁地域教育支援部の職員がわざわざお越しくださって、どのような支援メニューがあるかということをお我々職員にご教示いただく勉強会を開催する予定になっております。

こうして得た知識を元に、保護者や児童にこのような支援メニューがあることを伝え、高校に行き、地域に戻った際にぜひ活用できるよう、自分からヘルプを求めることができるようにしていきたいと思っております。また、地域資源についても活用できる支援メニューづくりと実際の利用促進というものを図っていきたいと思っております。

また、最近、いろいろな他施設を見学させていただきまして、先日も少年鑑別所を見学しましたが、様々なネットワークのカスタマイズをしてくださるという話を聞きまして、今後ますます支援メニューが増えてくるのかなと思っております。

今回ご紹介いただきました「若ナビα」や東京都ひきこもりサポートネット、区市町村の支援メニューも入所児童や保護者にしっかり伝えて活用していきたいと思っております。

今日は、どうもありがとうございました。

○井上青少年対策担当部長（会長） 中條委員、ご発言ありがとうございます。

この会議の場が本当に次のステップになるような形になればと思っているところでございます。どうもありがとうございました。

そのほかにどなたか、ご発言等は。

柿崎委員、よろしく願いいたします。

○多摩少年院 柿崎院長 多摩少年院の柿崎でございます。

少年院については、今日の事例の中でも幾つか少年院を出院した者の事例ということでご紹介がありました。

少年の健全育成に関わる方々にとって少年院には行かせたくないというように取り組んでおられると思いますが、少年院に来ることで危険な環境から一旦切り離して、また、専門家が集まって支援ができるという意味で、少年院も結構使える機関であることを知っていただきたく、今日の説明は非常にありがたく聞いておりました。

今日お話に出ていたような、いわゆる生活に困っている、生きづらさを抱えている対象者につきましては、まさに少年院に来ていただくと皆さんが日ごろ接している対象者と本当に同じような在院者がいることに気づいていただけたと思います。反社会的な、いわゆる犯罪傾向を持った者というのは少年院でも今は激減してしまっていて、非社会的な弱い存在の在院者が多くなっています。

今日お話に出ていた信頼関係であるとか、顔の見える関係の構築、また、継続的に支援を行う体制づくりの重要性等々、本当に全く同じことを私どもでも実務的に検討している状況です。

そういう意味で、例えばスクラム連携というお話がありましたが、少年院におきましても在院中に関係機関の方に院まで足を運んでいただいて、顔を合わせて、出院後、保護観察の中でどのようにしていくのかといったような支援体制を構築する、そして息の長い支援ができるようにするという連携等も行っております。

先ほどご意見のあったところに若干のお答えを差し上げたいのですが、寺出委員から少年院で発達障害についての診断を行って、できれば、医療少年院への送致をというご発言がありましたが、鑑別所においてもスクリーニングを行って必要なケースではできる限り診断を行うようにしています。

当院は発達障害等を有する者を収容して支援教育を行う少年院には指定されていないのですが、当院においても約1割程度発達障害の診断を受けた在院者がおります。

こういったケースでなぜ医療少年院ではないのかということについては、学校生活が送れている、あるいは就労が継続できているといったような社会性を身につけている場合には、医療少年院というのは医療措置を専門に行いますので、そこまでではないケースにおいては一般の少年院、あるいは特別支援教育を行うような少年院において、一般の集団の中でユニバーサルデザイン的な考え方のもとで教育を行うほうが有効というケースがあることがあります。

また、もう1点、少年院を出院後、地域に帰っていく場合に大きな問題があるというのはまさにご指摘のとおりなのですが、そういったケースで自立援助ホームのほうに帰住をするケースというのも、当院でも年間、何件かあります。

少年院を出て受け皿となる施設が大変少ないというのが課題になっているので、先ほどのご意見、大変ありがたく伺いましたが、今後とも連携を強化して適切な地域に帰していくと

いった取り組みのご相談をさせていただければと考えています。

今日は、どうもありがとうございました。

○井上青少年対策担当部長（会長） 柿崎委員、ありがとうございます。

いや応なく生き辛さを感じている若者が最終的にその地域に帰って生き活きと暮らせるようにという形で連携を進めていけたらと思っております。よろしく願いいたします。

そのほかにご意見等がある方はお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○東京都ひきこもりサポートネット 青木監修者 東京都ひきこもりサポートネットとして参加させていただきました。

今日は、初めに坪原課長のほうから、5ページ目の資料で連携図を描いて私どもの事業を紹介していただいたのですが、これと似たような図が調布市から連携を組んだということでご案内をいただいて、すごくこの繋がりといいますか、大きな形で絵を描いても、実際に真ん中にクライアントというか、支援が必要なご家族が入ったところで生きた会議をするという、その事例の積み重ねが結局、地域力になっているというのがすごくありました。

そして、私どもは数に限りはあるのですが、その市区町村の小さなところに入って行って関係者会議をやるようになって、その時に肌で相談員が感じてくる地域力というのが、やはり調布市であるとか、こういうしっかりした連携を自分たちがつくっていかうとされている自治体での関係者会議の中身というのは、やはり内容の濃さが全然違うのです。

ですので、東京都がこのように書いてくださった点の同心円状に各自治体がきちんと受けていくことで、本当に街づくりに繋がるのだということを今日、すごくはっと勉強させられて、これは子供・子育て会議と似たようなところもあると思いましたので、福祉や教育やさまざまな方との連携が街をつくっていつている、また、この方々に住みやすい街をつくることに役立つという発想をすごく得ましたので、私どもも、また地域に出かけていく機会も多くあると思うので、その時にはどうぞよろしく願いしたいと思います。

○井上青少年対策担当部長（会長） ありがとうございます。

やはり、東京都と区市町村が一体となって支援をしていくことが必要なのではないかと思っているのですが、今回のこの会合から、区、それから市の代表の方に入っていていただきますので、区のほうからご出席いただいている青山委員からもご発言をいただけますでしょうか。

○荒川区 青山子育て支援部長 荒川区子育て支援部長の青山と申します。

本日は本当にいろいろな話をお聞きすることがあって、本当に良かったと思っておりますし、一方では、自分が本当に不勉強だと改めて反省をしたところでございます。

調布市の田中部長から、ある意味、本当に率直なご報告をいただきまして、やはり基礎自治体にとっては義務教育の分野は非常に強いものがあるのですが、それを過ぎてしまうと、高校、大学、若者となかなか接点がないということがあって、おまけに区役所組織の中でどこがそういった所管をするのかと議会質問が出ると、少し騒ぎになってしまうような実態がございました。

ところが、最近では特別区では児童相談所を開設しようということで、今、東京都の支援をいただきながら準備を進めているのですが、そうしますと社会的養護の部分も含めて、やはり児童相談所を所轄する組織がそういった分野も所管しなければいけないだろうという話になりつつあります。

先ほど東京都から子供・若者計画の策定状況などが示されましたけれども、やはり策定しているところは、いずれも児童相談所を設置するという意向を示しているところでございますので、私どもの区においても、今後、子供・子育て支援計画の改定を控えているのですが、その中で、東京都の子供・若者計画との整合を図りながら、区の計画として子供・若者計画の位置づけを盛り込みたいとそのような準備も考えております。

かつて、当時の青少年・治安対策本部の本部長が区長会会長に面会して、子供・若者支援についての協力要請をいただいたところでございますし、それについては区長会の共通認識となっているところでございます。

今後、いろいろな機関のご協力をいただきながら取り組みを進めて参りたいと思っておりますし、やはり、子供・若者が暮らす地元の自治体としての役割というか、責任というか、そういったものは非常に大きいものがあると改めて実感したところでございます。

よく連携といいますと、手をつなぐことではなくてスクラムを組むのだと、手を握っただけではそこにすき間が生まれるということを知っておりまして、ですから、スクラムを組むという形で遠慮なく、ぶしつけなところもあるかもしれませんが、いろいろと積極的なご相談もして参りたいと思っておりますし、そういったものを通して顔の見える関係をつくって連携の強化に繋げていければと考えているところでございますので、本日もご出席の各団体の皆様、本当にどうぞ今後ともよろしく願います。本日はありがとうございました。

○井上青少年対策担当部長（会長） 青山委員、ありがとうございました。

本当にぜひともこの協議会等を通じまして、参会の皆様方が有機的に複合的にネットワークをつくっていくことを目指していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

このほかに、どなたかご発言等おありの方は挙手をお願いします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、誠に進行が不慣れで申しわけございません。時間のほうを若干超えてしまいましたが、本日、いろいろとご意見を出していただきまして、誠にありがとうございます。

冒頭に、私から申し上げましたように、青少年問題協議会若者支援部会において社会的自立に困難を有する若者、生き辛さを感じる若者にどのように、相談、あるいはその支援のありようをつくっていくのがいいのか、東京都の役割、あるいは区市町村の役割、民間支援団体における役割、そういうものについて議論をしております。本日の議論いただいた連携のありかたなどについては、その中に活かしていきたいと思っております。

また、今後、いずれかのタイミングで、若者支援部会として何らかの意見を表明する形になるのではないかと考えておりますけれども、また具体的に、それぞれがどういうことができるのかについても、この協議会の中でご議論をさせていただければと思っております。

それでは、時間を若干超えてしまいましたけれども、これをもちまして、東京都子供・若者支援協議会代表者会議を閉会したいと思います。

本日お集まりの皆様、ありがとうございました。

午後 4 時 05 分閉会